

不動産最適活用の促進



- 増加する空き家・空き地の問題や、高性能なオフィスビル等に対する需要拡大への対応が重要。
- 空き家・空き地など低未利用の不動産への投資の活性化、世界的潮流となりつつある「責任投資原則（※）」にかなった成長性・生産性の高い不動産への転換や供給に向けた投資の促進。

※環境・社会等の課題が投資実務に及ぼす影響の拡大を踏まえ、2006年に国連が策定したもの。

目標・施策

リート等への支援拡充

(2020年頃までにリート等の資産総額を約30兆円に倍増)

●「不動産投資市場の成長に向けたアクションプラン」の実現

- リート等への税制における支援拡充
- 公的不動産(PRE)のガイドライン改訂
- 不動産特定共同事業(※)のプロ投資家向け規制緩和の実施

※組合形式等で投資家から出資を募り、不動産収益を投資家に配分する事業

空き家・空き地の有効活用

●小規模不動産特定共同事業の創設

- 地方創生型の不動産証券化を促進するために地域の金融機関や不動産会社などの関係者のネットワークの構築を支援

●空き家・空き地のマッチング・媒介機能の強化

- 「全国版空き家・空き地バンク」の運用、空き家等の流通促進を図る不動産業団体等によるモデル的な取組を支援

環境性、快適性等の品質に優れた 不動産投資の促進

- 民間を主体とした新たな認証制度の創設
→環境性、快適性等を適切に反映させる評価項目の導入
- 不動産鑑定評価の充実
→環境性、快適性等を適切に鑑定評価に反映する仕組みの構築

所有者不明土地の利用円滑化

- 公共的事業の実施に際し所有者不明土地の利用を円滑化する新たな制度の検討

情報基盤の充実

- 不動産情報の充実・活用拡大
→取引価格に加え賃料等に関する指標の開発